

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年10月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500196号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500038号

第1 結論

請求期間のうち、昭和55年4月から同年7月までの期間及び昭和59年4月から同年11月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月から昭和58年3月まで
② 昭和59年4月から同年11月まで

私の義母が、昭和54年4月頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。現在、加入手続の際に発行された年金手帳を所持している。

請求期間の国民年金保険料は、私の夫が、夫婦二人分を納付してくれていたが、夫も私も納付時期、納付金額及び納付場所等具体的なことは覚えていない。

請求期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、夫は私の国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、昭和55年4月から同年7月までの期間について、i) 請求者の特殊台帳において、昭和55年4月及び同年5月の欄に「納」の押印が認められること、ii) 当時請求者が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表においても、昭和55年4月及び同年5月の欄にそれぞれ「納」の押印及び納付を表す記号が認められること、iii) 転出後の市の国民年金被保険者収滞納一覧表において、昭和55年4月から同年7月までの期間の収納状況欄に、転入前に他の市区町村で保険料が納付済みであったことを表す記号の記載が認められる上、オンライン記録等においても、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡が見当たらないことから、請求者が当該期間の保険料を納付していた可能性を否定できない。

また、請求期間②について、オンライン記録において、i) 当該期間直前の昭和58年度の国民年金保険料は、昭和60年6月18日に過年度納付されていること、ii) 昭和60年7月8

日作成の過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書は、請求期間②に係るものと考えられ、当該期間以降保険料の未納はなく、17年以上にわたり前納を行っている請求者が、8か月と短期間である請求期間②の保険料を、当該過年度納付書を使用して過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間のうち、昭和55年4月から同年7月までの期間及び昭和59年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①のうち、昭和55年8月から昭和58年3月までの期間の国民年金保険料について、請求者は当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする夫は、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所等についての記憶がないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、上述の請求期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表において、当該期間の保険料の収納方法を示す「管理コード」は、請求者は「納付書」となっているが、夫は「口座振替」となっていることが確認できることから、その主張と一致しない。

さらに、請求者が請求期間①のうち、昭和55年8月から昭和58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和55年8月から昭和58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500209号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500096号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日及び平成17年6月30日は13万円、並びに平成17年12月16日は12万8,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年6月
③ 平成17年12月

A社に勤務していた平成16年12月、平成17年6月及び平成17年12月において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する平成16年12月、平成17年6月及び平成17年12月の賞与支給明細書により、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記期間の賞与支給日については、複数の従業員から提出された預金通帳(写)の振込日から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成17年6月30日、及び請求期間③は平成17年12月16日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除して

いたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書から推認できる保険料控除額から、平成16年12月15日及び平成17年6月30日は13万円、並びに平成17年12月16日は12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500197号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500033号

第1 結論

昭和49年3月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月から昭和52年3月まで

私が20歳を過ぎた昭和49年3月に、父親が、私の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれた。請求期間の国民年金保険料は、当時父親が、同町役場で納付していたと言っていたことを覚えている。

私の請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年3月に、父親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする父親は、既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年9月頃と推認されることから、請求者の主張する手続時期と一致しない。

さらに、請求者の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、昭和52年4月1日となっており、オンライン記録においても、同年4月より前に国民年金被保険者資格を取得した形跡が無いことから、請求者は、請求期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500218号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500034号

第1 結論

平成8年4月から平成12年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間として訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月から平成12年12月まで

請求期間当時居住していた市から国民年金保険料の納付に関する手紙を受け取ったので、未納となっていた請求期間の保険料を3回に分けて、総額50万円くらいをいずれも市役所で納付した。

1回目は私が、2回目は母親が、それぞれ15万円くらいずつを納付した。3回目については、平成12年12月頃に、私と母親の二人が一緒に行き、市庁舎内のATM(現金自動預入払出機)で20万円くらいを納付し、機械から出てきた控えを窓口の職員に渡した。

市役所に行って、請求期間の国民年金保険料を納付したことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を市役所で3回に分けて納付したと主張しているが、i) 1回目及び2回目については、請求者及び母親のいずれも保険料の納付時期や納付方法を覚えていないこと、ii) 3回目については、請求期間当時、市庁舎内のATMでは保険料を納付することはできなかったことが当該市役所の回答により確認できること、iii) 当該期間(57か月)の保険料を時効によらず3回に分けて納付するためには、少なくとも2回の各納付期間の一部に過年度納付により納付することとなる期間が発生するが、制度上、市役所では過年度納付により保険料を納付することはできないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、3回に分けて納付した請求期間の国民年金保険料の総額は、50万円くらいだったと述べているが、当該期間の保険料を実際に過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とは大きく異なっている。

さらに、請求期間は、57 か月と長期間である上、その大部分は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500254号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500035号

第1 結論

平成2年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間として訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月から平成4年3月まで

平成元年5月に結婚してすぐに、私の妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料は、妻が、妻自身の保険料と一緒に、毎月金融機関で納付してくれていた。

請求期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、妻が、自分の分だけ保険料を納付することなどありえないので、調査の上、私の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について直接関与しておらず、請求者の加入手続を行ったとするその妻は、請求期間の加入手続等についてははっきりとは覚えていない上、年金手帳の受領等についても具体的な記憶がないことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、平成元年5月に結婚してすぐに、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達被保険者の資格取得日等から、平成4年6月ないし同年7月頃と推認され、請求者の主張と一致しない。

さらに、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、妻が、妻自身の保険料と一緒に毎月納付してくれていたと主張しているが、請求期間の妻の保険料は現年度に納付されているのに対し、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続時期は、平成4年6月ないし同年7月頃と推認されるため、当該期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を現年度納付することはできない期間であったことから、請求者の主張と一致しない上、請求者の推認される当該加入手続時点において、当該期間(時効に掛かる一部期間を除く。)の保険料を納付するには過年度納付によるほかないが、妻は、請求期間の保険料を過年度に遡って納付

したことはなかったと述べている。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を現年度で納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住している請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500162号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500036号

第1 結論

昭和55年5月から昭和59年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月から昭和59年10月まで

私は、昭和55年5月に結婚し、その頃に、私自身又は夫が住民票の異動手続と一緒に私の国民年金の加入手続を行ったと思う。請求期間の国民年金保険料については、私自身又は夫がずっと未納なく納付していたはずである。

請求期間が未加入で未納であることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年5月頃に、請求者自身又は夫が、請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年11月頃と推認されることから、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求者自身又は夫が、請求期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、i) 請求者は当該期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額について記憶がないこと、ii) 夫から、加入手続及び当該期間の保険料納付に関する証言を得られないことから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者は、請求期間当時、共済組合の組合員の配偶者であり、国民年金に加入するためには任意加入することになるが、オンライン記録によると請求者は昭和59年11月22日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入適用期間である請求期間に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見

当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500098号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500037号

第1 結論

昭和42年7月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月から昭和55年3月まで

私は、昭和51年6月に新聞専売所を始めたが、国民年金には加入していなかった。昭和55年頃に、報道や市の広報で、「それまで納めていなかった国民年金保険料を納付することができる最後のチャンスがある。」ことを知り、知人からも当該納付制度の手続を行うように勧められた。

未納分の国民年金保険料を全て納付しないと国民年金に加入することができないと思い、当該納付制度の納付期限が近づいたため、月末で仕事が忙しいにもかかわらず、昭和55年6月末に、請求期間の保険料を区役所で一括納付した。区役所で一括納付した保険料の金額は約60万円だったことは確かであるが、そのとき領収証書を受け取った記憶は無い。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できないため、当該期間の保険料を納付した証拠として、「知人の証言書」等の資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年6月末に請求期間の国民年金保険料を区役所で一括納付したと主張しているが、i) 請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年6月頃と推認され、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を一括納付するには、第3回特例納付及び過年度納付により納付するほかないが、制度上、特例納付及び過年度納付による保険料納付を当該区役所で行うことはできないこと、ii) 請求者は、当該期間の保険料を納付した際に、当該期間の領収証書を受け取った記憶が無いこと、iii) 当該期間のうち、過年度納付により納付したはずである昭和54年4月から昭和55年3月までの期間の保険料が未納である旨の通知が社会保険事務所(当時)から請求者に送付されていることから、その主張には不自然な点がある。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した証拠として、「知人の証言書」等の資料を提出しているが、当該資料のいずれからとも、請求者が当該期間の保険料を納付したことを示す事実及び事情は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、口頭意見陳述においても、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500195号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500039号

第1 結論

昭和60年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和62年3月まで

私は、昭和62年4月に、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をセットで行った。加入手続の際、国民年金の担当者から、「2年前まで遡って国民年金保険料を納付することができる。」と説明を受け、数日後、2年間分の国民年金保険料を市役所で一括納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続後、請求期間の国民年金保険料を市役所で一括納付したと主張しているが、i) 請求者は、当該期間の保険料の納付金額をはっきり覚えていないため、その金額を年金事務所に確認したと述べているなど、当該期間の保険料の納付金額に関する記憶が明確でないこと、ii) 請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、昭和62年6月ないし同年7月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付により納付するほかないものの、請求者が納付したとする市役所では、制度上、過年度納付により保険料を納付することはできないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500201号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500097号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県B部局における厚生年金保険被保険資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和55年9月2日から同年12月20日まで
③ 昭和57年1月13日から同年2月14日まで

厚生年金保険の記録では、A県B部局管内にあるC中学校で講師をしていた請求期間①から③までの被保険者記録が無い。講師は厚生年金保険に加入しており給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者の雇用保険の記録及びA県B部局を管轄するA県教育委員会が提出した在籍証明書により、請求者は、当該期間において、A県B部局管内のC中学校に講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A県教育委員会は、請求期間当時は、講師等の臨時的任用職員に係る社会保険制度は実施しておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

また、A県B部局は、オンライン記録によると、昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①から③までにおいて、適用事業所ではない上、C中学校は、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚

生年金保険の被保険者として、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。